

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二十四以上百分の百二十以下(特定幹部職員(給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。)にあつては、百分の百五十以上百分の百五十以下)</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満(特定幹部職員にあつては、百分の百三十五・五以上百分の百五十未満)</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の百一(特定幹部職員にあつては、百分の百八)</p> <p>ニ 勤務成績が良好でない職員 百分の百一未満(特定幹部職員にあつては、百分の百十八未満)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 百分の五十超(特定幹部職員にあつては、百分の六十超)</p> <p>ロ 勤務成績が良好な職員 百分の五十(特定幹部職員にあつては、百分の六十)</p> <p>ハ 勤務成績が良好でない職員 百分の五十未満(特定幹部職員にあつては、百分の六十未満)</p> <p>4―10 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二十一・五以上百分の百二十五以下(特定幹部職員(給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。)にあつては、百分の百四十七・五以上百分の百四十五以下)</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満(特定幹部職員にあつては、百分の百三十三以上百分の百四十七・五未満)</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の九十八・五(特定幹部職員にあつては、百分の百十五・五)</p> <p>ニ 勤務成績が良好でない職員 百分の九十八・五未満(特定幹部職員にあつては、百分の百十五・五未満)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 百分の四十八・七五超(特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五超)</p> <p>ロ 勤務成績が良好な職員 百分の四十八・七五(特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五)</p> <p>ハ 勤務成績が良好でない職員 百分の四十八・七五未満(特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五未満)</p> <p>4―10 (略)</p>

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則(平成十八年広島県人事

委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二十四</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百二十五</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の百五</p> <p>十一 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五</p> <p>(派遣職員等の成績率に関する特例)</p> <p>3 長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないと人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の百五以上百分の百十二・五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二十一・五</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百十八・七五</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の百二・五</p> <p>五 定年前再任用短時間勤務職員 百分の四十八・七五</p> <p>(派遣職員等の成績率に関する特例)</p> <p>3 長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないと人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の百二・五以上百分の百十未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。</p>

附則

(施行期日等)

第一条 この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給料の特例)

第二条 令和六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十八年広島県人事委員会規則第十号)附則第十一条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第九号)附則第五条第二項若しくは第三項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条第二項若しくは第三項の規定による給料については、同規則附則第十一条又は第十二条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。